

「依存症対策に係る方針案策定支援業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「依存症対策に係る方針案策定支援業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）」及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(実施の公表)

第2条 プロポーザルの実施の公表に当たっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該業務の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) 提案書等の様式及び作成上の留意事項
- (4) 評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託関係）に「320 各種調査企画」で登録されている者であること。（ただし、未だ登録されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託関係）の登録申請をしており、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する見込みである者を含む。）
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績（類似業務の実績等）
- (2) 当該業務の業務実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性
- (3) 提案内容の妥当性・実現性

- (4) その他当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 応募団体が1団体のみの場合であっても、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会の定める最低基準に満たないときは特定されず、再度プロポーザルを行うものとする。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、依存症対策に係る方針案策定支援事業に係るプロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	健康福祉局障害福祉課長
委員	健康福祉局企画課長
	健康福祉局障害企画課長
	健康福祉局障害企画課精神保健福祉推進担当課長
	健康福祉局障害支援課長
 - 3 委員長に事故等があり欠けたときには、健康福祉局障害企画課長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
 - 5 受託候補者の特定（評価の順位付け）は、評価委員会の各委員の評価の合計点が高い者から行う。ただし、必須項目である「法人の業務経歴」若しくは「管理担当者」の項目にC評価が付いたもの又は評価の合計点が満点の10分の6の得点に達していない場合は受託候補者の特定の対象から除くものとする。
 - 6 受託候補者の特定（評価の順位付け）に際し、評価委員会の各委員の評価の合計点が同点である場合は、評価基準の「5 提案内容に関すること」の合計点が高い者を上位とし、その合計点も同点である場合は、評価委員長が評価の順位を定めるものとする。
 - 7 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員会の委員の評価が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び評価の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和元年12月20日から施行する。